

減災対策協議会の経緯と 木津川上流部の取組方針について

今までの経緯について

本協議会は、大規模水害および土砂災害に備え、河川管理者、県、市町等が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進することによって、**社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を継承・再構築すること**を目的とするものです。



第1回協議会

協議会規約(案)、幹事会規定(案)を作成し、減災のための**目標**を共有した。

○5年間で達成すべき目標

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模災害に対し「**逃がす・防ぐ・回復する**」ことを目指す。

※大規模災害・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

○目標達成にむけた取組方針

1. 逃げ遅れをなくす的確な避難行動のための取り組み
2. 氾濫時、土砂災害時に人命と財産を守る災害活動の強化
3. 一刻も早く日常生活を回復するための取り組み

第2回協議会

取組目標及び取組方針、**具体的な取組内容**を取りまとめた。

第3回協議会

県管理区間の追加に伴い、協議会規約、幹事会規定、木津川上流部の取組方針を改定した。

第4回協議会

水防法の改正に伴い、協議会規約・幹事会規定を改定した。また、**奈良県及び三重県管理区間における取組方針**を追加した取組方針を取りまとめた。

第5回協議会

市町福祉部局の参画に伴い、協議会規約・幹事会規定を改定した。

第6回協議会・第7回協議会

淀川流域治水協議会を設立し、本協議会を木津川上流分会として位置づけることを承認した。

第8回協議会

鉄道事業者の参画に伴い、協議会規約、幹事会規定を改定した。また、**流域治水プロジェクトのとりまとめ**やテーマについて意見交換を行った。

第9回協議会・第10回協議会

減災のための取組方針及び具体的な取組内容について、**新5ヶ年の取組案**を提示し、意見交換を行った。また、**流域治水×グリーンインフラ**や**特定都市河川の登録**に関する情報を共有した。

第11回協議会

減災対策協議会次期5ヶ年(R3～R7)の**取組方針**を取りまとめた。**流域治水プロジェクトの充実**に向けた取組について情報を共有した。

第12回協議会

減災対策協議会の**経緯と取組方針**を取りまとめた。**水害リスクライン、Webホットライン会議**等の情報を共有した。避難に関する啓発活動について意見交換を行った。

第13回協議会

減災対策(水害リスクマップ、**流域タイムライン**、ハザードマップ発行に伴う動画公開など)の**情報共有**、**流域プロジェクトの推進**(流域流木対策、**田んぼダム**の取組推進)について意見交換を行った。

注) 図中の**青文字**は、**流域治水協議会**の内容を示す。

木津川上流部の取組方針の概要

■ 5年間（R3～R7）で達成すべき目標※

※「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し、引き続き「**逃がす・防ぐ・回復する**」ことにより減災する。

■ 目標達成に向けた取組方針

1. 逃げ遅れをなくす的確な避難行動のための取組
2. 氾濫時、土砂災害時及び複合災害時に人命と財産を守る災害活動の強化
3. 一刻も早く日常生活を回復するための取組

木津川上流部の取組方針の概要～概ね5年で実施する取組～

1) 水害に対する主な取組（ハード対策）

■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項

- ・河川整備計画に基づく河川改修の実施
- ・河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）
- ・川上ダム建設及び管理
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）
- ・河川管理施設、砂防施設の長寿命化

■内水対策に関する事項

- ・雨水排水施設や雨水管きよ・下水管きよを活用した内水排除等の整備

■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

- ・排水施設の整備及び耐水化、庁舎の耐水対策

■流出抑制に関する事項（洪水、土砂、流木）

- ・調整池の整備（田んぼダムの整備、ため池の治水利用）
- ・森林の整備・保全

2) 水害に対する主な取組（ソフト対策）

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・避難所における感染症対策
- ・避難情報の発令基準の見直し
- ・多機関連携型タイムラインの拡充（公共交通機関も参画したタイムライン策定）

■平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消）
- ・洪水ハザードマップの策定・周知
- ・内水ハザードマップの策定・周知
- ・小中学校における水災害教育を実施
- ・要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進
- ・避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- ・ダムの防災操作や放流連絡体制の周知（地域住民へ避難の必要性やダム警報局スピーカーの周知）
- ・関係機関が連携した情報伝達訓練を実施
- ・住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進
- ・住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有
- ・防災リーダー育成の支援を実施
- ・まるごとまちごとハザードマップを整備
- ・避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所の確保（防災ステーション、防災拠点の整備）

■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・降雨予測や避難情報の提供の強化、洪水予測や水位情報の提供の強化（危機管理型水位計や量水標等の設置、河川監視用カメラの配置、浸水や停電の恐れのある観測所において、浸水・停電対策を実施、ダム放流設備の耐水化）

取組方針の概要(新5カ年計画R3～R7)～概ね5年で実施する取組～

② 氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進
- ・復旧・復興を支える人材や資機材の確保
(水防資機材等の配備)
- ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施
- ・毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施
- ・毎年、水防団や地域住民が参加し重要水防箇所等水害リスクの高い箇所の共同点検を実施

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

■ 排水活動及び施設運用の強化に関する事項

- ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施
- ・水災害のBCP(事業継続計画)を作成

■ 土地利用に関する事項

- ・浸水被害軽減地区の検討、災害危険区域の検討
- ・適切な土地利用の促進及び周知、土地利用誘導、災害危険区域の指定

3) 土砂災害に対する主な取組(ハード対策)

■ 防災施設の整備等

- ・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置
- ・要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化

4) 土砂災害に対するソフト対策

■ 土砂災害防止法に基づく事項

- ・基礎調査の実施
- ・基礎調査の公表
- ・土砂災害警戒区域(イエローゾーン)および土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定
- ・ハザードマップ作成

■ 土砂災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・避難情報の発令基準の見直し
- ・タイムラインの作成
- ・避難情報を対象者へ確実に届けるための災害情報の充実と整理
(災害予測手法・システムの整備、警戒レベルや危険度分布の表示等)

- ・土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施
- ・地区防災計画(自治会単位)の作成

■ 土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取組に関する事項

- ・毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を実施
- ・避難訓練(広域、自治会単位)の実施

■ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取組に関する事項

- ・土砂災害に対するBCP(事業継続計画)を作成

5) 複合災害に対するソフト対策

■ 複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有
- ・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討